

令和7年度 就学援助制度のお知らせ

豊橋市では、お子さんの市立小・中学校への就学にあたり、制度の認定基準にあてはまる方を対象に給食・学用品費など費用の一部を援助しています。援助を希望される方は、下記により申請してください。

なお、現在、通常の就学援助（令和6年度分）および小学校入学準備金（令和6年度分）を受給されている方も、引き続き援助を希望される場合は、改めて申請が必要となります。

1 申請期間・会場

(1) 日 時：令和7年3月3日(月)～3月9日(日) [午前8時30分～午後5時]

※3月8日(土)・9日(日)は、午前9時から正午まで

(2) 場 所：豊橋市役所 講堂（豊橋市役所東館13階）

2 申請に必要なもの

- (1) 保護者名義の預貯金通帳 ※ 援助費を校長口座へ振込希望の方は不要です。
※ 印鑑は不要です。

通常は、上記(1)のみとなりますが、場合によっては、事情を明らかにする書類が必要となります。(裏面参照)

3 援助の内容（以下の表は、令和6年度の援助内容であり変更の可能性があります。）

| 区 分 | 学 年 | 支 給 方 法 | 支 給 時 期 |
|----------------|---------------|--|---|
| 学用品費等 | 全 学 年 | 学年ごとの定額を支給 〔年度途中で認定(廃止)された〕 場合は月割で支給 | 7月・10月・1月・2月の各月末 |
| 入学準備金 (中学校) | 小6 | R8年1月31日時点で認定を受けている者のうち、豊橋市立中学校に就学予定の者に定額を支給 | 2月末 |
| 新入学学用品費 | 小1・中1 (※1) | 4月認定者のみに定額を支給 | 5月末 |
| 修学旅行費 | 小6・中3 | 実施時点(修学旅行初日)の認定者に共通行動に係る実費相当額を支給(※2) | 7月までの実施分：8月末 10月までの実施分：11月末 11月以降の実施分：実施後 |
| 医療費(※3) | 全学年(※4) | 申請により医療券を交付 | 9月・1月・3月・4月の各月末 |
| 学校給食 | 全 学 年 | 児童生徒へ給食を提供 (費用については市が負担) | — |
| 学校生活管理指導費(※5) | 全 学 年 | 申請により限度額まで実費支給 | 7月・10月・1月・4月の各月末 |

※1：令和6年度に入学準備金(小学校・中学校)を受給された方は、新入学学用品費を重複して受給することはできません。

※2：修学旅行に係る費用を全額援助するものではありません。

※3：医療費の対象疾病…う歯(虫歯)、結膜炎、中耳炎、慢性副鼻腔炎など。

※4：小学生、中学生ともに医療費助成制度が優先されます。

※5：「学校生活管理指導表」の記載に伴う文書料の自己負担額を助成します。

* * * 一斉申請終了後の申請について * * *

(1) 日 時：令和7年3月10日(月)～

[土・日曜日、祝・休日を除く午前8時30分～午後5時15分]

※5/1以降の申請は、援助費が月割りになりますのでご注意ください。

(2) 場 所：豊橋市教育委員会 学校教育課（豊橋市役所東館11階）

* * * 問い合わせ先 * * *

●就学援助に関すること ⇒ 豊橋市教育委員会 学校教育課 (☎51-2818) / 市役所東館11階

●給食・医療費・学校生活管理指導費に関すること ⇒ 保健給食課 (☎51-2835) / 市役所東館11階

4 援助を受けられる方（次のいずれかに該当する方）

| 番号 | 項目 | 事情を明らかにする書類 | | | | | | | | | | | | |
|------|-----------------------------|---|------------|------------|------------|----|----|----|-----|------------|------------|------------|------------|------------|
| 1 | 令和6年4月1日以降に生活保護が停止または廃止された方 | 保護停止・廃止決定通知書 | | | | | | | | | | | | |
| 2 | 所得（保護者及び同一世帯員の所得合計額）が基準以下の方 | <p>必要ありません。</p> <p>ただし、次に該当する場合は、世帯全員の所得証明書が必要です。</p> <p>【令和7年3月3日から6月1日までの申請】 令和6年1月1日現在で豊橋市に住民票がない方→令和6年度所得証明書</p> <p>【令和7年6月2日以降の申請】 令和7年1月1日現在で豊橋市に住民票がない方→令和7年度所得証明書</p> <p>(1) 援助を受けることができる基準は、<u>所得（住民票に記載の世帯全員の所得合計額）が下記の金額以下</u>です。ただし、別居の父母（単身赴任等）は計算対象になります。</p> <p>(2) 令和7年4月～6月認定（6月1日までの申請）は、<u>令和5年所得</u>を、令和7年7月認定（6月2日以降の申請）以降は、<u>令和6年所得</u>を適用します。</p> <p>(3) 毎月、認定資格の確認をしますので、認定後であっても所得の状況（適用年の所得等）によって年度途中で取り消しとなる場合もあります。</p> <p>【所得基準額】→源泉徴収票における給与控除後の金額など</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>家族人数</th> <th>2人</th> <th>3人</th> <th>4人</th> <th>5人</th> <th>6人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得額</td> <td>2,254,000円</td> <td>2,773,000円</td> <td>3,334,000円</td> <td>3,741,000円</td> <td>4,278,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※7人以上は、6人家族の所得額に1人増すごとに47万円を加算した金額です。</p> | 家族人数 | 2人 | 3人 | 4人 | 5人 | 6人 | 所得額 | 2,254,000円 | 2,773,000円 | 3,334,000円 | 3,741,000円 | 4,278,000円 |
| 家族人数 | 2人 | 3人 | 4人 | 5人 | 6人 | | | | | | | | | |
| 所得額 | 2,254,000円 | 2,773,000円 | 3,334,000円 | 3,741,000円 | 4,278,000円 | | | | | | | | | |

※生活保護を受けている方は、この手続きは必要ありません。

※やむを得ない事情による失業等（令和7年1月1日以降に失業したことが確認できる書類が必要）、その他経済的に困りの方は、別途ご相談ください。

【所得基準額を満たす世帯の計算例】3人家族の場合（家族人数は、児童生徒を含めた全員の人数）

| 世帯構成員 | 父 | 母 | 児童 | 合計額 | 備考 |
|---------|------------|----------|----|------------|---|
| 給与収入額 | 4,000,000円 | 560,000円 | 0円 | 4,560,000円 | ※給与所得のみの家族を想定しており、例示と同収入額であったとしても家族等の状況により、 <u>非認定になる可能性</u> もあります。 |
| 給与所得控除額 | 1,240,000円 | 550,000円 | 0円 | 1,790,000円 | |
| 所得金額 | 2,760,000円 | 10,000円 | 0円 | 2,770,000円 | |

☆所得の計算方法については国税庁HPを参考にしています。

→<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1410.htm>

----- 切り取り -----

※就学援助の申請を希望される方は、該当の番号へ○を付け必要事項を記入のうえ、当日の受付へ提出してください。

1. 現在、就学援助を受給している。

- ・新学年：____年、学校：_____小・中 学校、^{フリガナ}氏名：_____
- ・新学年：____年、学校：_____小・中 学校、^{フリガナ}氏名：_____
- ・新学年：____年、学校：_____小・中 学校、^{フリガナ}氏名：_____

*現在、受給していない**新小学1年生**についても記入してください。

2. 現在、就学援助は受給していません。

受給を希望する市立小中学生は、何人ですか？ _____人